

千葉県地球温暖化防止活動推進員 を募集します！

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量を削減するには、産業部門や運輸部門ばかりでなく、家庭や地域においても、県民一人一人がライフスタイルを見直すなど、身近な省エネ、省資源に取り組むことが必要です。

地球温暖化防止活動推進員とは

地球温暖化防止活動推進員は、ボランティアとして自ら地球温暖化対策を実践するほか、地域の人々へ地球温暖化の現状及び対策について普及啓発等の活動を行います。

主な活動

(省エネ、節電、ごみ減量など)

- ◆ 日常生活における地球温暖化対策の実践
- ◆ 地球温暖化に関する研修や説明会への参加
- ◆ ボランティアとして、普及啓発活動等の推進



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



研修会への参加



イベントでの普及啓発

委嘱期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

申込期限 令和6年10月31日（木）まで（必着）

応募要件

地球温暖化対策に関する活動に取り組む熱意を有し、県内の地域住民等とともに自主的な活動を行うことができる方で以下1～4の要件等を全て満たすことが必要です。

1. 千葉県内に居住、勤務又は在学している満18歳以上の方
2. 次の①～③のいずれかに該当する方
 - ① 過去に千葉県で推進員の活動経験があり、その期間中、活動報告書を毎年提出されていた方
 - ② 地球温暖化対策や省エネルギーに関する資格（環境カウンセラー、うちエコ診断士、地球温暖化防止コミュニケーター、エネルギー管理士等）をお持ちの方
 - ③ 千葉県地球温暖化防止活動推進センターが主催する研修※を受講する方

※11月中旬（11/11及び12予定）から2月にかけて研修会を開催する予定であり、1回以上受講することが必要となります。
詳細については、応募された方に後日お知らせします。
3. 「地球温暖化」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条に規定する「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象」であることを理解し、地球温暖化対策のため、県が行う施策に必要な協力ができる方
4. 氏名、居住市区町村名等の個人情報の公表等に同意される方

（県HPにおいて、氏名及び居住市区町村を公表します。市町村及び地球温暖化防止活動推進センターに氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを提供します。）

応募方法

インターネット

ちば電子申請サービスから必要事項を入力して応募。



インターネット申込み

郵送・FAX

応募申請書に必要事項を記載の上、下記宛て送付。

提出先：**〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1**
千葉県地球温暖化防止活動推進センター
（一般財団法人 千葉県環境財団 環境活動支援課）宛て
TEL 043-246-2180 **FAX 043-247-4152**



あっちィ～バ



すずちィ～バ

千葉県地球温暖化防止活動
推進センターの
イメージキャラクター

千葉県 温暖化 推進員



申請書ダウンロード

補足事項

- 県では、推進員に年1回の活動報告書の提出をお願いしています。
- 千葉県地球温暖化防止活動推進センターは、平成13年2月1日付けで千葉県知事から地球温暖化対策の推進に関する法律による指定を受け、地球温暖化の防止に関する活動を実施しています。具体的には、県の補完的業務として、推進員の募集事務、推進員委嘱対象者に対する研修会の実施、出前講座の講師派遣、DVDの貸出しなどを行っています。
- 県において応募いただいた方の審査を行ったのち、令和7年3月下旬に結果をお知らせします。

お問合せ先

千葉県地球温暖化防止活動推進センター : 043-246-2180 (応募先)
千葉県環境生活部温暖化対策推進課 : 043-223-4139